

# 労働安全衛生法による免許申請方法(概要)

【令6.10.1】

★詳細は『免許試験合格者等のための免許申請書等手続きの手引き』(厚生労働省ホームページ等)を参照のこと。

申請の種類	新規交付			再交付		書替	更新
	免許(学科)試験合格者	学科試験合格後、実技教習修了者	試験免除者(衛生管理者等)	紛失の場合	汚損の場合	氏名の変更	ボイラ-溶接士(2年毎)
申請先	東京労働局免許証発行センター	住所地を管轄する労働局		交付局または住所地を管轄する労働局			
添付書類等							
① 免許申請書(様式第12号)	○	○	○	○	○	○	○
② 免許証用写真1枚(6ヶ月以内撮影) (縦:3.0cm、横:2.4cm、鮮明なもの) ◆ダウンロード印刷した申請書を用いる場合は、写真の取扱いに注意(詳細は手引き参照)	○	○	○	○	○	○	○
③ 収入印紙(1,500円分)★消印無効 [申請書の裏面に過不足なく貼付]	○	○	○	○	○	○	○
④ 免許証返信用封筒(専用封筒あり) (簡易書留郵送料手代:460円分)	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 試験合格通知書(原本)	○	—	—	—	—	—	—
⑥ 試験結果通知書(実技試験未受験者)	—	○	—	—	—	—	—
⑦ 実技教習修了証(原本、又は写) ◆学科試験合格後1年以内(クレーン、移動式クレーン運転士等)	—	○	—	—	—	—	—
⑧ 免許を受ける資格を有する書面(写) (保健師・薬剤師、その他卒業証明等)	—	—	○	—	—	—	—
⑨ 本人確認証明書 (氏名、生年月日等を確認) ◆新規交付の場合、顔写真のある公的証明書(運転免許証・パスポート等)	—	○	○	○	○	○	○
⑩ 免許証滅失(紛失)事由書(次ページ参照)	—	—	—	○	—	—	—
⑪ 氏名変更を証明する公的書面(戸籍謄本、抄本など) ◆平成29年4月から免許証への本籍地記載は省略。	—	—	—	—	—	○	—
⑫ 溶接実績証明書(ボイラ-明細書写)、又はテストピース(溶接前に労働局へ持参)	—	—	—	—	—	—	○
⑬ その他の必要な書面等	受験申請後に氏名、住所等が変更した場合はこれを証明する公的書面を添付	—	—	—	汚損した免許証	書替する免許証	更新する免許証 ・溶接曲げ試験成績書 ・曲げ試験後のテストピース
⑭ 他の免許証所持者(労働安全衛生法関係)	今回申請分以外の免許証を所持している場合には原本を添付						
⑮ 所持免許申告欄(様式第12号別紙)	旧式免許証(二つ折り、紙タイプ)を2枚以上所持している場合に添付						

更新申請は期限満了日の1ヶ月前から受付(期限満了後の申請無効)。

テストピースは労働局で番号打刻

【注1】○印欄 …… 申請に必要な手続き・書面等。

【注2】特級、1級ボイラ-技士免許証申請には、実務経験証明書を添付。

【注3】住所変更に伴う書替を希望される場合には、変更後の住所地が記載された公的書面(住民票等)を添付。

●東京労働局免許証発行センター 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館2F  
●徳島労働局労働基準部 健康安全課 〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎1F  
TEL 088-652-9164

